

第8章 参画と協働

(参画)

第24条 市は、市民参画を実現するため、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を保障し、参画のための手続を明確にしなければならない。

2 市は、市民がまちづくり又は市政に参画しない、又は参画できないことによって、不利益を受けることのないように努めなければならない。

【解説】

第24条は、参画について市に求められる責務を定めており、これは、第8条（参画の原則）に基づくものです。

第1項では、市には市民がより参画しやすい環境を整備するため、市民の参画する機会を保障し、参画のための手続きを明確にするよう求められています。

市では、審議会等に市民から公募する委員を原則入れること及び募集手続等を定めた「審議会等の設置及び運営に関するガイドライン」を制定しています。

第2項では、参画しない又は子育てや仕事などの理由で参画できない市民が不利益を受けることがないように配慮することを求めています。

関連条例等

- ・ 栃木市審議会等の設置及び運営に関するガイドライン

(協働)

第25条 市民及び市は、まちづくりを推進するため、協働しなければならない。

2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するため、必要な支援を行わなければならない。

【解説】

第25条は、市民と市の協働について定めており、これは、第9条（協働の原則）に基づくものです。

第1項では改めてまちづくりのために、市民と市に協働することを求めています。

第2項では、市は、市民の自発的な意思に基づいて行われるまちづくり活動を支援することとしています。市では、例えば栃木市市民協働まちづくりファンドを設置し、補助事業を通じて支援を行っています。

○ 栃木市市民協働まちづくりファンド

市民の主体的参加による公益的な市民活動を推進する事業の財源に充てるため、設置された基金。

関連条例等

- ・ 栃木市市民協働まちづくりファンド条例
- ・ とちぎ市民活動推進センター条例

(住民投票)

- 第 26 条 市長は、市政に係る重要事項について、直接住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。
- 2 議員及び市長の選挙権を有する住民の総数の 6 分の 1 以上の連署をもって、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。
 - 3 市長は、前項の規定による請求があったときには、速やかに住民投票を実施しなければならない。
 - 4 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
 - 5 前各項に定めるもののほか、住民投票の請求及び実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

第 26 条は、住民投票に関する基本的な考え方について定めています。住民投票は間接民主制度を補い、多くの住民の意向を直接把握し、市民参画を制度として保障する仕組みです。

住民投票を実施するには、案件ごとに個別の住民投票条例を議会の審議を経て制定する場合がありますが、栃木市においてはこの第 26 条を基に常設型の住民投票制度の設置を定め、要件を満たせば住民投票を実施できる環境を整備しています。

第 1 項では、市長は住民の意思を確認するために住民投票を実施することができることを規定しています。

第 2 項では、選挙権を持つ住民の総数の 6 分の 1 以上の連署をもって住民投票の実施を請求できるとしたうえで、第 3 項では、この請求があったとき、市長は、速やかに住民投票を実施しなければならないこととしています。

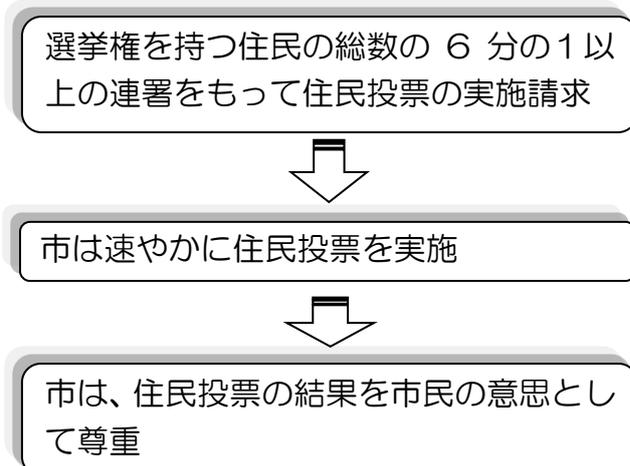
第 4 項では、市は、この住民投票の結果を尊重することとしており、法的拘束力を持たない住民投票の結果を、市民の意思として尊重することとしています。

第 5 項では、住民投票に関して、別に条例で定めることとしており、より詳細な規定は「栃木市住民投票条例」で定めています。

関連条例等

- ・ 栃木市住民投票条例

住民投票の手続きの流れ



(審議会等)

第 27 条 市は、審議会等（法第 138 条の 4 第 3 項に定める附属機関及び任意設置の附属機関をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、市民の意見をより広く市政に反映させるとともに、市民の参画及び市民と市の協働を推進するため、委員及びその他の構成員（以下「委員等」という。）の一定数以上を公募しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらず審議会等の委員等を委嘱することができる。

(1) 法令の規定により委員等の構成が定められている場合

(2) 認定、判定、推薦等を行うために設置した審議会等で専ら高度な専門性を有する事案又は個人情報等を取り扱う場合

3 市は、審議会等の設置に当たっては、委員等の男女比、年齢構成及び地域構成に配慮しなければならない。

4 市は、審議会等の会議については、原則として公開しなければならない。

5 第 1 項から第 3 項に定めるもののほか、委員等の公募については、別に定める。

【解説】

第 27 条は、審議会等（審議会、審査会、調査会、各種委員会等）の委員の公募等について定めています。

審議会等は、執行機関の要請に応じて審議・審査・調査等を行うものでありますが、市民参画の理念に基づき、その過程で市民の意見等を反映するために公募委員を選任することが必要であると考えます。

第 1 項では、審議会等の委員の人数や性質は様々なため、一律で公募委員の比率や人数を定めることはできませんが、一定数以上を公募しなければならないことを定め、審議会等に必ず一人は公募委員が含まれ、市民の意見が反映されることを求めています。

第 2 項では、例外として、公募委員を含めない場合の条件を定めています。

第 3 項では、審議会等の委員の構成において、男女比や年齢構成に配慮しなければならないことを定めています。

第 4 項では、審議会等は市議会の会議と同様、原則公開であることを定めています。

第 5 項では、委員等の公募に関して、審議会等毎に個別の募集要項を定めることとしています。

なお、市では本条の規定を踏まえ、委員の公募や会議の公開を定めた「栃木市審議会等の設置及び運営に関するガイドライン」に沿って運用しています。

関連条例等

- ・ 栃木市審議会等の設置及び運営に関するガイドライン



(意見募集)

第 28 条 市は、次に掲げる事項のうち、市民生活に重大な影響を及ぼすものについては、市民に当該事項に関する情報を事前に提供し、意見を求めなければならない。

- (1) 条例の制定、改正又は廃止
- (2) 計画の策定、変更又は廃止
- (3) 施策の実施、変更又は廃止

2 市は、前項の手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表し、説明しなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、意見募集に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

第 28 条は、市民の市政への参画の機会を保障するための制度である意見募集制度（パブリックコメント）等について定めています。

第 1 項では、市民生活に重大な影響を及ぼす計画、条例、施策に関して意見を募集することを定めています。

第 2 項では、市に対して、単に意見募集を行うだけではなく、提出された市民の意見を十分に考慮し、対応することを求めています。

第 3 項では、意見募集の手続きに関しては、別に条例で定めることとしており、より詳細な規定は、「栃木市パブリックコメント手続条例」で定めています。

○パブリックコメント

行政が施策などについて意思決定を行う前に、広く市民からの意見を募り、意思決定に反映させることを目的とした制度。市民から寄せられた意見は、とりまとめの上、市としての見解を添えて公表することになっている。

関連条例等

- ・ 栃木市パブリックコメント手続条例

